

新潟市障がい福祉サービス事業所等燃料費高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている障がい福祉サービス事業所等に対し、予算の範囲内において、新潟市障がい福祉サービス事業所等燃料費高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、障がい福祉サービス事業所等のサービスの質の確保及び業務継続を支援することとし、その交付にあたり、新潟市補助金等交付規則（平成16年規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、使用する用語は、次の各号に掲げる法律において使用する用語の例による。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい福祉サービス事業所等 関係法等に規定する次に掲げるサービスを提供する事業所等をいう。
 - ア 居宅介護
 - イ 重度訪問介護
 - ウ 移動支援
 - エ 保育所等訪問支援
 - オ 特定相談（計画相談支援）
- (2) 法人等 前号に掲げる障がい福祉サービス事業所等を運営する法人をいう。

(申請者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者（以下「申請者」という。）は、新潟市内に住所を有する障がい福祉サービス事業所等を運営する法人等とする。ただし、下記の障がい福祉サービス事業所等は除く。

- (1) 令和7年1月1日現在において事業の開始又は再開から2月以上経過していない障がい福祉サービス事業所等
- (2) 令和7年1月1日以降に事業を開始する障がい福祉サービス事業所等
- (3) 申請時点で休止又は廃止している障がい福祉サービス事業所等。ただし、感染症発生に伴う一時的な休止の場合を除く。
- (4) 事業を継続する意思がなく、今年度中に休止又は廃止を予定している障がい福祉サービス事業所等

(5) 国、独立行政法人、県、市（市が委託又は指定管理者により、管理運営する施設を除く。）が運営する障がい福祉サービス事業所等

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者の代表者、役員又は使用人その他の従事者若しくは構成員等が暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者の場合は、支援金を交付しない。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、別表のとおりとする。

（申請方法）

第5条 申請者は、支援金の交付を受けようとする場合、新潟市障がい福祉サービス事業所等燃料費高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず市長が必要と認めた場合は、交付の審査にあたって必要な書類を提出させることができる。

（交付決定及び交付額確定通知）

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により支援金を交付すること又は交付しないことを決定したときは、申請者に対し、新潟市障がい福祉サービス事業所等燃料費高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書兼支援金確定通知書（別記様式第2号）により通知する。

（検査及び報告）

第7条 市長は、必要があると認めるときは、申請者から報告若しくは資料の提出を求め、又は、職員に申請者の事務所及び障がい福祉サービス事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者へ質問させるものとする。

- 2 申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、前条の規定による検査で交付決定を受けた者が法令又は本要綱に違反したこと、又は偽りその他不正の手段により交付決定を受けたことが判明した場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合は、新潟市障がい福祉サ

ービス事業所等燃料費高騰対策支援金交付決定取消通知書（別記様式第3号）により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第9条 前条の第2項による交付決定の取消しを受けた者は、当該取消しにかかる部分について、既に支援金の交付を受けているときは、新潟市障がい福祉サービス事業所等燃料費高騰対策支援金返還命令書（別記様式第4号）に基づき、市長が定める期日までに当該支援金を返還しなければならない。

（関係書類の整備及び保存）

第10条 支援金の交付決定を受けた者は、支援金に係る書類を備え、交付の決定を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める
附 則

- 1 この要綱は、令和7年2月26日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(別表)

障がい福祉サービス等	1 事業所あたりの支援金の額
ア 居宅介護	50,000円
イ 重度訪問介護	
ウ 移動支援	
エ 保育所等訪問支援	
オ 特定相談（計画相談支援）	20,000円

(1) 1つの事業所において、上記のサービスを複数提供している場合でも、1つのサービス分の支援金とする。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住 所
法人名
代表者 職・氏名

新潟市障がい福祉サービス事業所等燃料費高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書

新潟市障がい福祉サービス事業所等燃料費高騰対策支援金交付要綱第5条の規定に基づき、支援金の交付を申請するとともに、実績を報告します。

記

1 交付申請・実績報告額 円

2 振込先及び対象施設等

別紙「対象事業所等内訳書」のとおり

(別紙)

対象事業所等内訳書

(1) 法人情報

申請日	令和 年 月 日
法人名	
法人代表者	
法人所在地	〒
担当者氏名	
電話番号	

(2) 振込先 (法人にまとめて振り込みます。)

債権者コード			
金融機関名		金融機関コード	
支店名		支店番号	
預金種別		口座番号	
口座名義人			
口座名義人 (カナ)			

(3) 対象事業所等内訳

事業所番号	事業所等名称	サービス種別	支援金額 (円)
合計			

(申請にあたり、確認のうえ、下記□にレを記入してください。)

- ☐ 私は、上記の対象事業所等記載内容に誤りがないことを確認しました。
- ☐ 上記の対象事業所等について、今年度中は休止・廃止する予定がなく、業務継続を行います。

3 交付申請にあたっての誓約

(申請にあたり、次の事項を確認のうえ、下記3つの□にレを記入してください。)

(要綱に関する事項)

☐ 新潟市障がい福祉サービス事業所等燃料費高騰対策支援金交付要綱の内容をすべて確認し、承諾しました。

要綱一部抜粋

(検査及び報告)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、申請者から報告若しくは資料の提出を求め、又は、職員に申請者の事務所及び障がい福祉サービス事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者へ質問させるものとする。

2 申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(関係書類の整備及び保存)

第10条 支援金の交付決定を受けた者は、支援金に係る書類を備え、交付の決定を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(暴力団排除に関する事項)

☐ 私(当法人・当団体)は、次のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員であるもの

(4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの

(5) 自己又はその属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの

(7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

☐ 上記誓約事項の確認のため、関係書類にある個人情報をもとにして、新潟県警察本部に照会が行われる場合があることに同意します。

※ 市では、条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、支援金等申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

別記様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

**新潟市障がい福祉サービス事業所等燃料費高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書
兼支援金確定通知書**

年 月 日付で交付申請のあった事業に対する支援金について、下記のとおり交付（不交付）の決定及び額の確定をしたので、新潟市障がい福祉サービス事業所等燃料費高騰対策支援金交付要綱第6条の規定に基づき、通知します。

1 支援金の名称

新潟市障がい福祉サービス事業所等燃料費高騰対策支援金

2 交付決定額（不交付の理由）及び確定額

円

（不交付の理由）

別記様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市障がい福祉サービス事業所等燃料費高騰対策支援金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号の で交付決定した新潟市障がい福祉サービス事業所等燃料費高騰対策支援金については、次のとおり交付決定の取消しをしましたので通知します。

記

1 支援金の名称

新潟市障がい福祉サービス事業所等燃料費高騰対策支援金

2 交付決定額

円

3 交付決定取消額

円

4 取消理由

別記様式第 4 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市障がい福祉サービス事業所等燃料費高騰対策支援金返還命令書

令和 年 月 日付 第 号の で金額の確定した（交付決定を取り消した）
新潟市障がい福祉サービス事業所等燃料費高騰対策支援金について、次のとおり返還を命
ずる。

記

1 返還額
円

2 返還期限

3 返還理由